特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
20	定額減税補足給付金支給に関する事務書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加西市は、定額減税補足給付金支給事務に関する特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県加西市長

公表日

令和7年7月11日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

」				
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務			
①事務の名称	定額減税補足給付金支給に関する事務			
②事務の概要	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、令和6年度税制 改正における給付金・定額減税一体措置のうち、令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所 得割額に対して実施される定額減税について、「定額減税しきれないと見込まれる者」を対象に、定額減 税可能額から税額を差し引いて、控除しきれなかった額を給付する。			
③システムの名称	特別定額給付金システム 住基システム 税務情報システム 統合宛名システム及び中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル	名			
定額減税補足給付金ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条			
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第 9号)第2条の表160の項、第162条			
	■情報提供なし、おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	市民部 税務課			
②所属長の役職名	税務課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求			
請求先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市 市民部 税務課 電話 0790-42-8712			
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市 市民部 税務課 電話 0790-42-8712			
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した			
適用した理由				

II しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		令和7年7月1日 時点			
2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満			
いつ時点の計数か		令和7年7月1日 時点			
3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	く選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書]	1) 2) 3)	選択肢> 基礎項目評価書 基礎項目評価書及び 基礎項目評価書及び	全項目評価書
載されている。	心(核)対に りいては、てれ	て化里点項目	けい 音入は 主切口 i	汗ա者において、ソヘ	ノ外 束の許袖が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通し	こた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	[十分である	3]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシスティ	ムを通じた提供を除	(,) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	3]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続した	ばい(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	1) 2) 3)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	 [十分である 	5]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 理題が疎されている	

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	<選択肢>			
9. 監査				
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと表	・ すえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムと住民情報システムにおいて、年度ごとのアクセス権限の管理や人事異動時の権限異動を徹底し、端末アカウントや共有フォルダの整理を含む適切な運用を行うことで、不正なログインなどに対するリスクへの十分な対策を実施している。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月11日	Ⅱ-1 対象人数	令和1年5月31日 時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月11日	Ⅱ-2 取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和7年7月1日時点	事後	